

指定外・区域外就学者数（小学校）

上段：平成24年6月1日現在
下段：平成23年6月1日現在

	事 由	学 年						計	%
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
①	一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき	47	6	5	3	5	1	67	0.06%
		43	3	3	6	4	1	60	0.05%
②	住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくるのが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	4	1	4	2	3	5	19	0.02%
		4	8	5	7	12	8	44	0.04%
③	学年中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき 但し、転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	10	16	14	17	46	188	291	0.25%
		11	13	13	19	51	187	294	0.24%
④	小学校の児童で、保護者の共働き等により不在家族となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務場所の近辺の学校等への就学を希望するとき	67	70	40	50	56	27	310	0.26%
		75	40	49	49	28	35	276	0.23%
⑤	市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級するとき	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
		2	3	3	2	1	2	13	0.01%
⑥	通学区域外の小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき	2	1	1	3	8	6	21	0.02%
		0	1	1	4	5	1	12	0.01%
⑦	いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の転校について、学校長が教育委員会と協議をする必要があると判断した場合	0	0	0	1	2	0	3	0.00%
		0	0	0	3	0	2	5	0.00%
⑧	学校の新設に伴う調整、区画整理に伴う整理等で行政による教育的配慮として決定している場合等	3	6	8	5	5	14	41	0.03%
		7	3	3	2	9	4	28	0.02%
	在籍者数 115, 869名	133	100	72	81	125	241	752	0.63%
	在籍者数 118, 525名	142	71	77	92	110	240	732	0.61%

指定外・区域外就学者数（中学校）

上段：平成24年6月1日現在
下段：平成23年6月1日現在

	事由	学年				計	%
		1年	2年	3年			
①	一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき	平成24年	12	1	2	15	0.03%
		平成23年	10	1	0	11	0.02%
②	住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくるのが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	平成24年	4	4	5	13	0.02%
		平成23年	6	9	7	22	0.04%
③	学年中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき 但し、転居が小学校4年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	平成24年	11	67	240	318	0.56%
		平成23年	4	61	269	334	0.60%
④	小学校の児童で、保護者の共働き等により不在家族となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務場所の近辺の学校等への就学を希望するとき	平成24年	0	1	0	1	0.00%
		平成23年	1	0	1	2	0.00%
⑤	市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級するとき	平成24年	0	0	0	0	0.00%
		平成23年	1	5	4	10	0.02%
⑥	通学区域外の小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき	平成24年	1	2	2	5	0.01%
		平成23年	5	1	4	10	0.02%
⑦	いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の転校について、学校長が教育委員会と協議をする必要があると判断した場合	平成24年	1	1	6	8	0.01%
		平成23年	0	2	5	7	0.01%
⑧	学校の新設に伴う調整、区画整理に伴う整理等で行政による教育的配慮として決定している場合等	平成24年	6	5	2	13	0.02%
		平成23年	3	4	4	11	0.02%
	在籍者数 56,720名	平成24年計	35	81	257	373	0.66%
	在籍者数 56,676名	平成23年計	30	83	294	407	0.73%

○教育委員会の事務の委任等に関する規則

昭和28年8月7日
(教)規則第9号

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則を次のように制定する。

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定により大阪市教育委員会(以下委員会という。)の権限に属する事務の委任等に関して規定することを目的とする。

第1条の2 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを教育長に委任する。

(1) 農地等についての権利の取得、処分及び設定に関する許可申請その他諸手続に関すること

(2) 不動産の登記嘱託に関すること

第2条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、区長がこれを補助執行する。

(1) 区内の学校教育に関すること

(2) 区内の社会教育に関すること

(3) その他区内の教育事務に関すること

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

(1) 配分予算の範囲内における予算の執行その他の計理事務に関すること

(2) 選挙に関する法令又は規定に基く学校施設の使用及び公営の実施に関すること

(3) 小学校児童及び中学校生徒の就学に関すること

(4) 別に定める方針に基く小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関すること

(5) 支出命令書の発行に関すること

第4条 区長は、前2条の規定による事務の処理に関しては委員会の指揮監督を受け、報告の義務を負うものとする。

附 則

この規則は、昭和28年9月1日から施行する。

附 則(昭和30年8月30日(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年7月1日(教)規則第8号)

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和46年10月28日(教)規則第17号)

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日(教)規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日(教)規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年7月19日(教)規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年4月1日(教)規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月30日(教)規則第45号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日(教)規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

区をまたがる通学区域一覧(平成24年4月現在)

◎ 指定通学区域

区	町名	指定通学校		
		区	小学校	中学校
浪速	幸町1~3丁目	西	日吉	堀江
鶴見	緑4丁目	旭	新森小路	旭東
西成	山王1~2丁目、3丁目1番~15番、16番(1~8号、9号の一部、16号の一部、17~29号)、17~21番	阿倍野	金塚	松虫
西成	天神ノ森1丁目12~19番	阿倍野	清明丘	阪南
西成	天神ノ森2丁目	阿倍野	晴明丘南	阪南

進学中学校が2校ある小学校一覧

区名	小学校名	中学校名
港区	市岡	市岡
		港南
生野区	舍利寺	大池
		生野
生野区	巽	巽
		新巽
旭区	大宮	旭陽
		今市
阿倍野区	苗代	昭和
		阿倍野
住吉区	苅田	我孫子
		東我孫子
住吉区	苅田北	我孫子
		東我孫子

調整区域一覧(平成24年4月現在)

区名	調整通学区域	指定校 (基本就学校)	調整校
北	天満1丁目26番	堀川小学校	滝川小学校
	中之島3丁目～6丁目	扇町小学校	西天満小学校 西船場小学校
		天満中学校	花乃井中学校
西	千代崎1丁目1番～3番、5番～14番、17番～26番 千代崎2丁目1番～6番、 7番(1号～4号、5号の一部、11号の一部、 12号、13号) 13番(1号～6号、7号の一部、12号の一部、 13号～16号) 14番(1号～6号、7号の一部、13号の一部、 14号～16号) 15番～21番、22番(1号～10号、11号の一部、 20号の一部、21号、22号) 千代崎3丁目 本田1丁目4番(16号の一部、17号～33号、34号の一部)	日吉小学校	九条東小学校
		堀江中学校	西中学校
西	南堀江4丁目21番(1号、2号の一部、11号の一部、12号～20号) 31番(1号、2号、18号の一部、19号～28号) 32番(1号～4号)	堀江小学校	日吉小学校
天王寺	東高津町10番(4号～7号、19号～21号) 11番(2号～4号、21号)	真田山小学校	味原小学校
東成	大今里1丁目1番～10番、15番～21番	東中本小学校	今里小学校
生野	勝山北4丁目10番(10号～30号)、14番(6号～8号) 5丁目10番(8号～16号)、11番(9号～15号、16号の一部) 12番(11号～38号)、13番～22番	御幸森小学校	舍利寺小学校
阿倍野	文の里4丁目	常盤小学校	苗代小学校
		文の里中学校	阿倍野中学校
住吉	南住吉1・4丁目	南住吉大空小学校	南住吉小学校
西成	玉出西1丁目11番～14番、18番～20番	成南中学校	玉出中学校
西成	玉出東1丁目1番～5番	岸里小学校	玉出小学校
		成南中学校	玉出中学校

○ 小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針

制 定 昭 26・ 1・23 市 教 委 達1

最近改正 昭 36・ 6・22 市 教 育 長 達4

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 3 条第 6 号に規定する小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針を次のように定め昭和 26 年 1 月 23 日から適用実施する。

学校の開設又は児童生徒の収容対策其他通学区域の実状によりこれが設定変更若しくは暫定調整を行う必要がある場合は次の基準に従い関係学校長の意見を徴し区長に於いて決定するものとする。

尚決定後は所定様式によって市教育委員会教育長宛報告書提出するものとする。

- 1 原則として同一区内に限ること。但し、他の区にわたる場合は当該区と協議の上決定すること
- 2 学校の所在位置通学距離及び将来の収容対策等を配慮の上決定すること
- 3 新設開校の場合は事前に市教育委員会教育長と打合せの上決定すること
- 4 暫定調整は出来得る限り通学区域の変更を前提として行うこと
- 5 校舎の新增築等の施設上影響大なるものについては事前に市教育委員会教育長と打合せの上決定すること

附 則 [昭 28・ 8・ 31 日市教委達 1]

この改正規定は、昭和 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 [昭 36・ 6・ 22 日市教育長達 4]

この改正規程は、昭和 36 年 7 月 1 日から施行する。

学校選択制及び中学校給食に関する区民会議
(学校教育フォーラム、意見交換会等)実施状況

H24.5.31現在

	開催日時		曜日	区	時間	場所
1	3月	20日	火・祝	淀川	14:00~16:00	淀川区民センター
2		22日	木	港①	19:00~20:30	港区民センター
3		25日	日	大正	14:00~15:30	大正区民ホール
4		31日	土	港②	10:00~11:30	港区民センター
5	4月	7日	土	此花	14:00~15:30	此花区民ホール
6		14日	土	城東①	10:00~12:00	城東区民ホール
7				中央①	15:00~17:00	中央区民センター
8				天王寺	14:00~15:30	天王寺区民センター
9				鶴見①	14:00~16:00	茨田北中学校
10				城東②	19:00~21:00	城東区民ホール
11		15日	日	城東③	14:00~16:00	東中浜小学校
12				西成①	14:00~16:00	西成区役所
13		17日	火	西成②	19:00~21:00	西成区役所
14		19日	木	浪速①	12:30~13:30	栄小学校
15				中央②	19:00~21:00	中央会館
16		20日	金	浪速②	15:30~16:30	大国小学校
17		21日	土	鶴見②	10:00~12:00	鶴見区民センター
18				西①	10:30~12:30	西区民センター
19				西②	14:30~16:30	西区民センター
20				阿倍野	14:00~16:00	阿倍野区民センター
21				旭①	14:00~16:00	旭区民センター
22		22日	日	鶴見③	14:00~16:00	今津中学校
23				旭②	14:00~16:00	大宮小学校
24				住吉	14:00~16:00	住吉区民センター
25		25日	水	浪速③	16:15~	日本橋小学校
26		27日	金	浪速④	16:00~	塩草小学校
27		30日	月・祝	東成①	14:00~16:00	東成区民センター

28	5月	12日	土	浪速⑤	14:00~16:00	浪速区民センター
29				北	14:00~16:00	天満中学校
30		13日	日	都島	14:00~16:00	都島工業高校
31				平野①	14:00~16:00	平野区民センター
32		14日	月	東住吉①	19:00~20:30	育和小学校
33		15日	火	浪速⑥	16:30~	恵美小学校
34		16日	水	此花②	10:40~、16:15~	伝法幼稚園、西九条小
35		18日	金	東住吉②	19:00~20:30	矢田南中
36		19日	土	東成②	10:00~12:00	東陽中学校
37				平野②	14:00~16:00	摂陽中学校
38				住之江	14:00~16:00	住之江区民センター
39		20日	日	東淀川	14:00~16:00	東淀川区民センター
40				西淀川①	14:00~16:00	西淀川区民ホール
41		21日	月	東住吉③	19:00~20:30	矢田東小学校
42		22日	火	浪速⑦	13:45~	日東小学校
43		23日	水	浪速⑧	16:00~	難波元町小学校
44				東住吉④	19:00~20:30	南田辺小学校
45		24日	木	浪速⑧	15:30~	敷津小学校
46		25日	金	東住吉⑤	19:00~20:30	矢田西小学校
47		26日	土	福島	14:00~16:00	福島区民センター
48				平野③	14:00~16:00	加美中学校
49				生野①	14:00~15:30	生野区民センター
50		27日	日	生野②	14:00~15:30	生野区役所6F
51				西淀川②	14:00~16:00	西淀川区民会館
52		28日	月	此花⑤	15:30~16:00	春日出小学校
53		29日	火	東住吉⑥	19:00~20:30	南百済小学校
54		30日	水	浪速⑨	16:00~17:00	立葉小学校
55		31日	木	東住吉⑦	19:00~20:30	桑津小学校